

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館共愛会（以下「本法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給するとともに、平成29年度の役員改選以降3年以上在任した常勤役員等の退任時に退職金を支給するほか、通勤手当及び旅費を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に報酬を支給するとともに、平成29年度の役員等改選以降3年以上在任した非常勤役員等の退任時に功労金を支給する。

2 退職金及び功労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、上限額を下記のとおりとする。

役職名	報酬月額
理事長	600,000円
常務理事	500,000円

- (2) 退職金については、下記の算式により算出される額とする。なお、在任年数は5年を上限に1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

最終報酬月額×在任年数

- (3) 通勤手当については、職員通勤手当支給規程に準じた額とする。
- (4) 旅費については、職員旅費支給規程に準じた額とする。ただし、運賃等に複数の等級がある場合は下級から2番目の運賃等とし、日当は1日4,000円、宿泊料は実費を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応

じて定めるものとする。

- (1) 報酬の額は、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、下記のとおりとする。

業 務	日 額
理事会及び評議委員会等への出席	10,000円
監事が監査を実施	15,000円

- (2) 功労金については、下記の算式により算出される額とする。なお、在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

1万円×在任年数

- (3) 出張を要する業務については、第3条第4号の規程に準じた額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 常勤役員への報酬及び通勤手当については、当月分を職員給与の支給日に支給する。
- (2) 非常勤役員等への報酬は、法人業務を行った都度支給する。
- (3) 退職金及び功労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- (3) 旅費については、職員旅費支給規程に準じて支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除し、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は平成18年1月1日から施行する。

平成23年1月1日一部改正

平成25年6月1日一部改正

平成29年6月26日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正